

農業土木事業協会への期待

参議院議員

進藤 金日子



1. はじめに

連日のウクライナ危機の報道に接して、これが21世紀の近代社会に起こっている現実かと目を疑いたくなるのは、私だけではないと思います。ロシアのウクライナへの侵略は、全く許容できない暴挙です。ウクライナ情勢については、昨年末以来、国境付近におけるロシア軍の増強が続く中で、我が国をはじめとする国際社会が緊張の緩和と事態の打開に向けて懸命な外交努力を重ねてきました。しかし、2月21日、プーチン・ロシア大統領は、ウクライナの一部である、自称「ドネツク人民共和国」と「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認する大統領令に署名し、同22日、ロシアは両「共和国」との間での「友好協力相互支援協定」を批准しました。そして、同24日、ロシアはウクライナへの侵略を開始しました。

一連のロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反です。ロシアの侵略行為は、国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態を招きました。これは我が国にとっても対岸の火事ではなく、身近な問題として真剣に向き合う必要があります。こうした由々しき事態に対して、衆議院では3月1日に、参議院では3月2日に「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議」がなされました。本決議にあるように、我が国政府は、ウクライナに在住する邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会とも緊密に連携し、制裁を含め事態に迅速かつ厳格な対応を行い、あらゆる外交資源を駆使して、ウクライナの平和を取り戻すべく努力を重ねる必要があります。

2. 日本国憲法を考える

今回の事態に直面して、私自身、あらためて日本国憲法を熟読してみました。その前文には「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」、そして「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とあります。これらが憲法の基本原則である平和主義の立場を宣明したものであり、その理念を具体化したのが憲法第9条の規定です。75年前に当時の日本人は、敗戦という惨憺たる状況下において「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」のですが、今回のロシアの行為や、これまでの北朝鮮の行為等を直視すると、この部分をどのように受け止めれば良いのか疑問に思います。勿論、憲法の基本原則である平和主義は強固な

意志をもって守り貫くべきですが、複雑な国際環境の中で現在はもとより中長期的に我が国の国民と領土を守るためにどうあるべきか、国民的議論が不可欠です。このような状況の中で、あらためて与党自由民主党が提案している憲法改正案をベースとして検討を深めるべきと考えます。憲法改正を判断するのは主権者たる国民であり、国民投票という手続きで判断を仰ぐには、国会が憲法改正案を発議する必要があります。国政の中に身を置く者の一人として、緊張感を持って職責を果たさなければならないと決意を新たにしているところです。

3. ウクライナ危機の影響

ウクライナ危機は、国民生活に不可欠な食料とエネルギーの多くを他国に依存する我が国を直撃しつつあります。小麦、トウモロコシ、そして農業生産に不可欠な肥料及び原油・天然ガスの状況を概観してみます。データ等は令和4年3月末時点での最新のものです。

(1) 小麦

ウクライナとロシアの小麦の輸出量は、世界全体の約3割を占めます。日本は、国内消費の85%を輸入に頼っていますが、主に米国、カナダ、豪州から小麦を輸入しており、直接的な影響は少ないと見込まれます。しかし、ウクライナとロシアの輸出先は主に中近東であり、輸出のシェアが大きくなるのが夏から秋にかけての時期であることを考慮すると、現時点でも中近東の国々での小麦不足が市民の生活を直撃している状況下で、今後、世界全体の小麦の需給は逼迫し、日本の小麦価格の上昇は避けられないと見ています。

(2) トウモロコシ

ウクライナのトウモロコシの輸出量は、世界全体の1割強を占めます。日本は、国内消費の殆どを輸入に頼っていますが、主に米国、ブラジルからトウモロコシを輸入しており、直接的な影響は少ないと見込まれます。最近のトウモロコシの国際価格は、中国における需要増加や南米産の作況悪化懸念等により上昇しており、ウクライナ情勢を受けて更に価格が上昇している状況です。こうした傾向に円安が加わり、トウモロコシも小麦同様、価格の上昇は避けられないと見ています。

(3) 肥料

農作物の生育にとって、窒素（N）、リン酸（P）、カリ（K）が不可欠な要素であることは、余りにも有名です。しかし、これら肥料の原料は、全て輸入に頼っています。窒素（N）は尿素とリン安、リン酸（P）はリン安、カリ（K）は塩化カリが使用されますが、これらは原油や天然ガス、リン鉱石、カリ鉱石といった天然資源を原材料として製造されます。主な輸入国は、尿素が主にマレーシア（47%）、中国（37%）、リン安が中国（90%）、米国（10%）、塩化カリがカナダ（59%）、ロシア（16%）、ベラルーシ（10%）となっています。ウクライナ危機を踏まえ、リン安はリン鉱石の賦存量が多いモロッコ及び西サハラから調達し、カリ鉱石はカナダから増量調達する方向で調整がなされています。

(4) 原油・天然ガス

原油・天然ガスの価格については、上昇傾向であり、ウクライナ危機の影響を注視する必要があります。原油価格の高騰に対しては、政府が緊急避難的措置として激変緩和事業（上限25円/ℓの支給）を講じたところ、レギュラーガソリンの価格が抑制されており、原油価格の上昇が続いているため、同事業は4月末まで延長されることになりました。農林水産業に関しては、漁業や

施設園芸等の燃油価格高騰対策が措置されていますが、状況を見極めながら更なる対策を検討しなければなりません。

4. 食料安全保障対策の緊要性

我が国は、生活に必要な基礎的物資の多くを輸入に頼っており、国民生活の安定を図るためには、サプライチェーンを安定的に維持することが重要な課題です。しかし、このサプライチェーンが米中対立により混乱し、それに新型コロナウイルス感染症が加わり更に混乱を増し、今回のウクライナ危機が追い討ちをかける展開となっています。小麦やトウモロコシ、更には原油・天然ガスの価格高騰については先述のとおりですが、このままでは時間の経過とともに価格の問題を超えて、十分な量が確保できない事態に陥ることが懸念されます。

私の政治信条は食料安全保障の確立であり、これまで国政の中で一貫して自らの政治信条を訴えてきました。少なくとも農林水産省の政策体系を、食料安全保障を確立するという大義の下に再編すべきと考えています。私は、地球規模の気候変動とコロナ禍、更にはウクライナ危機という3つの事象のみを捉えても、我が国の食料安全保障を早急に確立すべきとの考えに国民的な理解が得られると確信しています。そして、その基本は食料自給力の強化です。食料自給力とは、我が国の農林水産業が有する食料（農産物と水産物）の潜在生産能力であり、農産物では「農地・農業用水等の農業資源」、「農業技術」及び「農業就業者」から構成されます。この3要素を徹底的に強化しなければなりません。このうち国境を超えて移動できないのが「農地・農業用水等の農業資源」であり、我が国固有の農業資源の機能を強化するのが「土地改良」です。土地改良の推進なくして我が国の食料安全保障の確立は不可能です。まさに「土地改良は日本の命綱」なのです。

5. みどりの食料システム戦略

最近、多くの農業者から農産物の生産価格が安くなる中で生産資機材が高騰しており経営継続が難しいとの声を頻繁にお聞きします。特に生産者米価の下落は深刻です。他方、多くの消費者から食品の市場価格が高いとの声をお聞きします。勿論、農産物や食品と言っても幅が広く品目によって様々ですが、総じて我が国では農場と食卓の距離が遠いのではないかと痛感しています。

昨年5月に農林水産省が公表した「みどりの食料システム戦略」では、農場から食卓に至るまで地球環境への負荷を軽減する取組の徹底が示されています。農場サイドでは有機農業等を積極的に展開し、食卓サイドでは食品ロス削減等の取組を進めることとしています。また、生産資材等の調達や流通・加工においても脱炭素化・環境負荷軽減の取組を強化することとしています。この戦略を国民目線で簡潔に説明することは難しいのですが、私自身は「農業者も消費者も環境（地球環境と地域環境）も三方良しの方向を目指すのが「みどりの食料システム戦略」である」と理解しています。農業の生産現場を直視するにつけ、農業者と消費者の緊密な相互理解が大切であり、三方良しに向けた緊急かつ大胆な政策展開が必要と痛感します。

本戦略の実現に土地改良の果たす役割を考えてみたいと思います。農林水産省の各種資料を見ると、まずはICT水管理の導入により、メタンガス発生抑制（間断かんがい技術の適用）や化学肥料投入量の抑制（きめ細かな水管理技術の適用）を図ること、そして小水力発電等の再生可能エネルギー導入による二酸化炭素の削減が示されています。今のところ、まだまだスポット的な対応に留まっており、更に本戦略の実践に向けた体系的、戦略的な対応を土地改良こそが積極的に示し、本戦略の実現を先導しなければならないと考えます。

6. 土地改良事業の評価と役割

去る3月29日に参議院農林水産委員会で質問の機会があり、冒頭、上野英三郎先生の『耕地整理講義』に触れながら、金子原二郎農林水産大臣に「これまでの土地改良事業の評価と今後期待する役割」を問いました。金子大臣の答弁は、以下のとおりです。

「土地改良事業は農業生産の重要な基盤でありまして、農地や農業水利施設などを整備することで農業の競争力強化と農村の国土強靱化を図る事業であります。これまで連綿と実施されてきた土地改良事業は、農地の大区画化や排水改良などを通じまして、地域特性に応じた多様な農作物の生産向上や、農地の収益率、集約化率の大幅な向上を実現しています。また、農業利水、水利施設の整備や防災・減災対策によりまして、農業用水の安定的供給、健全な水循環の維持形成や農村地域の安全、安心な暮らしの実現を図るなど、極めて大きな役割を果たしている」と認識をしております。我が国の農業が今後持続的に発展するとともに、食料の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たしていくためには、良好な営農条件を備えた農地や農業用水を確保し、次世代に継承していくことが必要不可欠であり、今後とも土地改良事業を計画的かつ効果的に推進してまいりたいと思います。」

7. おわりに

一般社団法人農業土木事業協会は、1970年の創設以来、半世紀以上にわたり、農業土木技術のパイオニアとして、斯界の発展に大きく貢献してきました。その真髄は、その時々課題に対応して農業農村整備事業に関する技術の向上と普及を通じて資源の総合的な開発および国民経済の発展に寄与することを目的として活動するという理念と実績だと思えます。

私がこれまで述べたとおり、「ウクライナ危機の影響」、「食料安全保障の緊要性」、「みどりの食料システム戦略」、そして「土地改良事業の評価と役割」を俯瞰すると、「農業農村整備事業に関する技術」が既述のとおり「その時々課題」の多様化に伴い、その領域が深化かつ広域化しています。特に、食料やエネルギーの問題など現代の日本社会が抱える死活的な課題を解決して行く上で「技術の向上と普及」は不可欠な要素です。「技術の向上と普及」を図るためには、人材の確保・育成から入札契約に至るまで多くの課題があると思えますが、個々の会社組織では成し得ないことを成し遂げるのが農業土木事業協会という組織体だと思えます。まさに農業土木事業協会の益々の発展を期待する所以です。

私の任期もあと僅かになり、もうすぐ改選です。私自身も日本の抱える諸課題の解決に貢献できるように死力を尽くして闘い抜く覚悟ですので、皆様のご指導とご支援を心からお願い申し上げます。